

名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）プロポーザル
実施要項

1 目的

本プロポーザルは、名護中心市街地地区において昨年度までに実施したまちづくり調査に基づき作成された都市計画決定図書及び土地区画整理事業計画図書、実施計画図書等の補整を行い、令和8年度の都市計画決定及び土地区画整理事業の事業計画決定に向けた業務支援を行うものであり、業務にあたっては計画地区が既成市街地で漁港施設等も含まれたなかで事業施行区域をより明確にする地区界測量も行うものとする。また、計画地区内外の住民に対する市街地整備の必要性など円滑な事業推進に向けた合意形成支援業務も行う最優先候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託概要

名 称：名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）

履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

履 行 場 所：名護中心市街地地内

委 託 上 限 額：29,997,000（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員の代表者が要件を満たしていることとする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 過去10年以内（平成28年4月1日以降）に沖縄県内の地方公共団体が発注した同種・類似業務（区画整理事業調査及び区画整理促進調査業務）を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。
- (2) 令和7・8年度名護市入札指名人名簿（業種区分：測量・建設コンサルタント等業務）に登録されている者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (7) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税 ③固定資産税）を滞納していないこと。
- (9) 共同企業体に係る留意点
- ① 共同企業体とは名護中心市街地整備事業調査業務委託（その 5）共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものです。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めてください。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできません。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできません。
 - ⑥ 共同企業体代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率（51%以上）とする。
 - ⑦ 構成員の出資比率は、30%以上とする。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和 8 年 5 月 28 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 5 日（金） 正午必着
参加表明書の提出期限	令和 8 年 6 月 8 日（月） 午後 5 時必着
質問の回答	令和 8 年 6 月 9 日（火）
参加資格確認結果通知の交付	令和 8 年 6 月 9 日（火）
技術提案書類の提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金） 午後 5 時必着
プレゼンテーション開催日	令和 8 年 6 月 22 日（月）予定
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和 8 年 6 月下旬頃

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 技術提案提出書【様式3】
- ④ 業務実績表【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 技術提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式6】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体で参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。（ただし、上記②④⑧については構成企業ごとに提出すること。）

※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市建設部 まちなか再開発・公共交通課（担当：金城州賀^{くにしげ}）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和8年6月5日（金）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにて、質問者及び参加表明書を提出した全員又は技術提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和8年6月9日（火）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時まで（必着）

- ② 参加表明提出書類
別紙1「参加表明提出書類について」参照
- ③ 提出方法
担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。
※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）
- (5) 参加資格確認結果通知の交付
参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。
- ① 交付日 令和8年6月9日（火）
- ② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③ その他
参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。
- (6) 技術提案書類等の提出
技術提案資格者は、技術提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。
- ① 提出期限
令和8年6月12日（金）の午後5時まで（必着）
- ② 技術提案書類等（※別紙2「技術提案提出書類について」参照）
技術提案提出書【様式3】など一式
- ③ 提出部数
・ 原本（技術提案書類一式）：1部（片面印刷）
・ 副本（技術提案書類一式）：10部（両面印刷）
※ 副本は、技術提案書類一式をファイリングして1部としてください。
※ 原本及び副本には、ページ番号を記載してください。
- ④ 提出方法
担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。
※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）
- (7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施
- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和8年6月22日（月）

とする。

- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

合計 35分

- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した技術提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、技術提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおり選定する。
- ④ 最低基準点は60点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 業務委託概要」の委託上限額を超える金額で参考見積書が提出された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した技術提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公開するものとする。（参加業者名及びその総合評価点数も含む。）なお、提出された技術提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの技術提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本

市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

(7) 既存資料の閲覧

1) 技術提案書の作成にあたり、以下の資料の閲覧ができる。

※ HP掲載資料以外の資料✓閲覧を行う場合は、事前に申し出ること。

・名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画(令和4年3月)

名護市HP掲載_ <https://www.city.nago.okinawa.jp/machidukuri/2022052500077/>

✓令和4年度 名護中心市街地整備事業調査業務委託_報告書(令和5年2月)

✓令和5年度 名護中心市街地整備事業調査業務委託(その2)

_名護中心市街地整備事業調査(その2) 概要版(令和6年2月)

✓令和6年度 名護中心市街地整備事業調査業務委託(その3)

_名護中心市街地整備事業調査(その3) 概要版(令和7年6月)

✓令和7年度 名護中心市街地整備事業調査業務委託(その4)

_名護中心市街地整備事業調査(その4) 概要版(令和8年3月)

2) 閲覧場所: 名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

3) 閲覧期間: 令和8年5月29日13:00~6月11日正午

9 問合せ先

名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

住 所: 〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号(名護市民会館2階)

電話番号: 0980-54-1313 担当: 金城^{くにしげ}州賀

F A X : 0980-54-1314

メールアドレス: machinakakoutsu@city.nago.lg.jp

(要項 4(4)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書【様式1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式2】 ※記載は1頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式4】	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近1年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(5)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(6)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その3の3 ※個人事業者は様式その3の2	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△

※各証明書は3か月以内に発行されたものを提出すること。

※No.5(1)から(5)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※共同企業体の場合、No.2からNo.4までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 技術提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 技術提案提出書類の用紙の大きさはA 4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 技術提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。また、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、技術提案書に記載した内容を変更してはいけない。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（技術提案書類一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（技術提案書類一式）：10部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 技術提案提出書【様式 3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 2】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 2 同様。

③ 業務実績表【様式 4】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 3 同様。

④ 業務執行体制表【様式 5】

⑤ 技術提案書【任意様式】

ア 技術提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。

(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (5点)	・過去10年以内に沖縄県内の地方公共団体が発注した同種類似業務（区画整理事業調査及び区画整理促進調査業務）の実績があるか。	5
2	技術提案内容 (65点)	・本業務各作業内容を理解し本地区の立地条件等地域特性に沿った実効性の高い計画の提案となっているか。	20
		・事業施行区域の地区界測量における実施手順並びに地域対応などが具体的な提案となっているか。	10
		・地域の合意形成や円滑な事業推進に向けた有効性の高い提案となっているか。	25
		・本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	10
3	業務実施体制 (15点)	・本業務の実施にあたり、十分な経験、有効な資格、また、類似業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。	10
		・業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。	5
4	プレゼンテーション (5点)	・説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5	見積価格 (10点)	・配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100

(要項 5 ③関係)

別紙 4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が 1 位とし、1 位とした者が多い方を最優秀候補者とする。

(例 1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優秀候補者とする。

2 1 において、どちらも同人数だった場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例 2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	350
イ社	90	75	95	90	350



	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社		85		95	180
イ社	90		95		185

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 180 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 185 点となるため、イ社を最優秀候補者とする。

- 2 においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優秀候補者とする。
- 3 においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優秀候補者とする。
- 4 においても同点だった場合は、評価項目の「2 技術提案内容」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優秀候補者とする。全委員の審査得点が高かった場合は、1～4 の手順を準用し、最優秀候補者を選定する。
- 5 においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。